

2025 年 9 月 1 日

麻生区剣道連盟二級以下（格付け含む）審査規程

麻生区剣道連盟

第 1 条 準拠

麻生区剣道連盟（以下、区連盟という。）が行う二級以下（格付け含む）審査は、川崎市剣道連盟 2 級以下審査規程によるほか、当該規程の定めるところによる。

第 2 条 受審資格

区連盟会員とする。

第 3 条 級位及び付与基準

級位は二級から八級までとし、付与基準は下記のとおりとする

八級－未就学児以上	四級－小学 4 年生以上
七級－小学 1 年生以上	三級－小学 5 年生以上
六級－小学 2 年生以上	二級－小学 6 年生以上
五級－小学 3 年生以上	

第 4 条 審査

会長は、区連盟規約第 6 条第 4 項の事務（級位の審査会）を同第 17 条に規定する審査委員会に行わせる

第 5 条 審査方法

審査は、錬士六段以上の審査員 3 名をもって構成し、別に定める方法により評価を行い、2 名以上の同意により合格とする。

第 6 条 審査要領

区連盟の定めるところによる。

第 7 条 登録

登録料は、川崎市剣道連盟の定めるところによる。

第 8 条 報告等

審査実施前に実施報告書（第 1 号様式）を、また、審査会が終了後に結果報告書及び証書交付申請手続依頼書（第 2 号・第 3 号様式）を速やかに川崎市剣道連盟会長に提出する。

第 9 条 証書の授与

合格者に、神奈川県剣道連盟会長が所定の証書を授与する。

付則 1 2024 年 4 月 7 日施行

付則 2 2025 年 9 月 1 日改定